府令

○内閣府令第十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（無尽業法施行細則等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）第一条第三項

二　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）第一条の三第一項

三　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の十一の二十三第一項

四　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十六条の二の二十一第一項

五　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百七十条の二十一第一項

六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三十一条の二十第一項

七　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第百十条の五十四第一項

八　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の十三の二十一第一項

九　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）第十条第一項

十　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百八条の二第一項第一号

十一　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）第十条第一項

十二　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）第十条第一項

十三　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）第六条第一項

十四　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）第四十五条第一項

十五　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）第三十条の二十一第一項

十六　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第十一条第一項第一号

十七　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第五条第一項第一号

第二条　次に掲げる府令の規定及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　無尽業法施行細則第一条第四項及び第五項

二　証券金融会社に関する内閣府令第一条の三第二項及び第三項

三　公認会計士等の懲戒事件に関する調書の謄本等の交付に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第七十一号）第一号様式及び第二号様式

四　銀行法施行規則第十四条の十一の二十三第二項及び第三項、第三十四条の二の二十三並びに第三十四条の五十三の八

五　長期信用銀行法施行規則第二十六条の二の二十一第二項及び第三項

六　信用金庫法施行規則第百七十条の二十一第二項及び第三項

七　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三十一条の二十第二項及び第三項

八　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）第十二条の二第八項、第十二条の三第二項、第十三条第十五項及び第十六項、第十五条第三項及び第四項、第十八条第二項並びに第十九条第四項及び第六項

九　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第百十条の五十四第二項及び第三項